

委員会へのオンラインによる参考人招致について

1 主な経過

- 令和3年10月29日 委員長会議において、オンラインによる参考人招致に関する提案
令和3年12月23日 委員長会議において、対応案について協議（公開・非公開の運用面等について整理することとなる）

2 委員長会議での主な意見

(1) 参考人招致の取扱い

- ①正式な参考人と「事実上の参考人」との違いは。
- ②委員会議論のプロセスの公開や記録は重要なので、非公開で議事録が残らないのであれば、正式な参考人招致を望むべきではないか。
- ③法解釈として、公開し議事録を残すことに問題はないのではないか。
- ④オンラインによる参考人からの聴き取りと県内外調査をオンラインで実施することの違いはあるのか。
- ⑤全てオンラインで実施する傾向にならないかを懸念する。

(2) 公聴会の取扱い

- ①公聴会制度についてもオンラインでの実施が可能か確認されたい。

3 対応案

(1) 参考人招致の取扱い

- ①～④ ⇒ 別紙のとおり運用を見直し、整理します。
- ⑤ ⇒ 全てオンラインで実施する傾向になることへの懸念については、資料2「2. オンラインによる参考人招致を行う場合」のとおり、オンラインでの実施を限定することとします。

(2) 公聴会の取扱い

- ① ⇒ オンラインによる公述人からの意見聴取（公聴会）について、現時点で、総務省から明確な見解が示されていません。事実上の「公述人」としてオンラインによる公聴会開催が許容されるかどうかについても不明確な状況です。

なお、参考人招致と公聴会は制度が異なり、オンラインによる公聴会は運用面等で懸念される部分があります。

【参考人招致】

・招致しようとする者を委員会が特定するので、オンライン環境での招致を確認し、選定することが可能である。

【公聴会】

・広く県民等から募る公募による公述人については、選定後にオンライン環境にある者に限定されてしまうことになり、公述人として意見陳述を希望する者の想いを達成できなくなる恐れがある。

(3) デジタル臨時行政調査会の動き

令和3年11月、政府は、デジタル改革、規制改革、行政改革を一体的に検討するデジタル臨時行政調査会（以下「デジタル臨調」）を設置し、制度で義務付けた書面・対面規制を改める方策等を検討することとしています。

デジタル臨調では、4万件以上の経済社会活動に関する全ての規律を点検対象とし、令和3年12月以降、デジタル化等を進めるうえで規制となっている法令等の洗い出し作業を進めています。

全国都道府県議会議長会事務局に確認したところ、地方議会の議会運営（参考人招致、公聴会開催等）に係る法令等も点検対象に含まれている可能性はあるとのことですが、点検対象となる具体的な法令等の情報は公表されていません。

デジタル臨調では、令和3年12月からの3年程度を集中改革期間とし、法律の一括見直し等を予定していますので、これらの動きについて引き続き、情報収集していきます。

(4) 意見書の提出について

地方自治法第109条第5項において準用する同法115条の2第2項の規定に基づく委員会へのオンラインによる参考人招致が可能であることの明確化等を求める意見書の提出については、協議のうえ、早急に提出する必要があるとの賛同を得られれば、提出の方向で準備を進めることとします。

4 今後の予定

- (2月下旬 意見書提出に係る各会派意見調整) *早急に意見書を提出する場合
- 3月23日 代表者会議 (対応案の協議、方針の決定)
- 3月23日 議会運営委員会 (対応案の協議)
- 令和4年4月から適用